

通行規制調査票の提出について

1 内容

道路の通行規制を行うときは、道路管理者から関係機関に規制情報を提供することとしています。

そのため、道路占用工事が通行規制を伴う場合、規制期間・内容等を把握する必要があります。

2 「通行規制調査票」の対象となる通行規制

(1) 「通行止め」…すべて対象

(2) 「片側交互通行」「車線減少」

- ・日交通量約2万台以上の国県道及び主要な市道は、規制期間によらずすべて対象
- ・上記以外の国県道及び主要な市道は、規制期間が連続3日以上のものを対象

※歩行者のみの規制は対象としない。

3 手続

(1) 通行規制調査票の作成

調査票は、占用者において作成してください。

(様式は許可書交付時にお渡しします。電子データが必要な場合は相談してください。)

- ・根拠 道路占用規則第2条「市長が必要と認める書類」
- ・提出部数 1部
- ・添付書類 位置図（1万～5万分の1程度）
箇所図（1500～3000分の1程度（住宅明細図等））

※提出書類はA4（位置図・箇所図・規制図等）で纏めること。

(2) 通行規制調査票の提出

調査票は、規制開始の10日前までに提出してください。

（道路使用許可申請の経路の際に併せて提出してもよい。）

4 担当窓口

各区役所建設課

5 通行規制情報

規制情報は、道路管理上必要なほか、消防局、警察署、バス協会等にも情報提供します。また、市、県及び日本道路交通情報センターのホームページ上でも公開する場合があります。

調査票は誤りのないよう記載していただくとともに、規制期間・内容等に変更があった場合は速やかに変更の報告をお願いします。